

経済建設委員会会議録

平成29年5月19日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：04

【 案 件 】

1. 議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について、議案書1ページをお願いいたします。この議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき議会の議決を求めるために提出するものでございます。事故発生日時は、平成28年11月8日午後4時2分ごろ、事故発生場所は、飯塚市川津地内国道200号線バイパス本線合流付近において発生しております。事故の概況といたしましては、土木管理課職員が2トンドンプを運転して帰庁中、国道200号線バイパスの合流車線より本線への合流時において、停止していた前車両を追い越し、本線へ合流した際、国道200号本線後方左側車線より直進してきた相手方軽自動車と接触事故を起こしたものでございます。車両損害におきましては、3月議会において専決報告をさせていただいております。人身傷害につきましては、相手方運転者の頸部捻挫、右肩関節捻挫、右手関節捻挫が発生しており、市の職員には怪我はありません。この事故によります市の過失割合は100パーセントであります。相手方におきましては、通院治療も終えられ、対人賠償額が確定いたしましたので、早期解決をはかるため示談の協議を行い、仮の示談書を取り交わし、地方自治法162条第6号及び飯塚市会計規則55条第1号により、損害賠償額101万8689円を支払っております。本議案議決をいただけたら、その後、議決証明書を取得し、相手方への議決証明の送付を行い、これをもって本示談とするものでございます。運転に際しましては日ごろより安全運転に対する指導を行っているところでありますが、今後はさらなる指導、注意喚起を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第40号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。